

第3章 自転車施策に関する基本理念と基本方針

1 基本理念

基本理念

自転車が快適に乗れるまち

電車やバス等の公共交通機関と連携しながら、過度に自動車に依存しない環境づくりを目指します。その実現に向けては、目的地まで連続(ネットワーク化)して安全に自転車が走行でき、目的に応じ、周辺に迷惑にならないようスムーズに自転車をとめることができるまちづくりを推進します。

歩行者と自転車にやさしいまち

市民のみなさんに、健全な自転車の利用について理解していただき、ルールを守ったスマートな利用が促進されるような取組みを推進します。あわせて、手軽で便利な自転車であっても、一定のルールを守り、歩行者等周囲の通行者に迷惑を及ぼさないよう、マナーの向上を図ります。

2 基本方針

基本方針

自転車の走行環境の向上(はしる)

だれもが自転車で快適に通行できるよう、連続して安全に通行できる自転車走行空間の確保を進めます。また、自転車利用の利便性を高めるため、案内サインなどの設備の充実、観光客や市民等が利用しやすいレンタサイクルの拡充など、自転車の利用環境の向上を図ります。

駐輪スペースの確保(とめる)

歩行者等が安全で自由に歩くことができる空間づくりのため、地域の特性に応じた駐輪スペースの確保を図ります。確保にあたっては、既存の駐輪場の有効活用に加え、新規駐輪場の整備や、附置義務制度の見直しを進めます。また、電車やバス等の公共交通に対する端末交通手段としての自転車利用環境を向上させるため、駅やバス停における駐輪場の確保を進めます。

規制のあり方(適正に使う)

路上駐輪対策を優先すべき地区について、指導・警告・撤去による規制により、自転車の適正な利用を促進します。また、駐輪スペースを確保した上で、放置禁止区域等の指定・拡大の検討を行うとともに、危険な路上駐輪を抑制する環境づくりにより、放置自転車等の削減を図ります。

自律・相互理解・協働(ルールを守る、みんなでつくる)

自転車の走行や駐輪などに関するモラルの向上への取組みなどにより、ルールを守った規律ある自転車利用を促します。また、市民・企業・行政等がそれぞれの役割と責任を正しく認識し、協働して取り組む健全な自転車利用の環境づくりを進めます。

基本方針に基づき、以下の施策を展開します。
 基本理念の実現にとくに効果が高いと考えられる施策については、重点施策として優先的に取り組むこととします。

